

令和 8 年 度
契 単 第 8 号

労働者派遣契約書（単価契約）

労働者派遣契約書（単価契約）

1 契 約 件 名 令和8年度労働者派遣業務（船舶整備支援等・単価契約）

2 予 定 総 額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円

3 契 約 単 価 別紙内訳書のとおり

4 予 定 数 量 別紙内訳書のとおり

5 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 履 行 場 所 仕様書のとおり

7 契 約 保 証 金 免除

本契約を履行するにあたり、発注者 支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹 は、受注者
と、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者に人材を派遣（以下「派遣社員」という。）し、発注者は、これに対し、代金を受注者に支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 受注者は、仕様書について疑義を生じたとき、又は仕様書に明記されていない事項については発注者受注者協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、発注者又は派遣社員を指揮命令すべきことを命ぜられた職員（以下「指揮命令者」という。）の解釈若しくは指示に従い、業務を行うものとする。

(数量の増減)

第3条 予定数量は、この契約期間内において、発注者が供給を受ける予定を示したものであるから、實際上増減を生ずることがあっても、受注者は異議申立てをしないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は再委託の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は再委託してはならない。

2 受注者は業務の一部を第三者に委任又は委託させようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

(業務の指導、監督)

第6条 発注者は、業務の処理にあたり、受注者に対し業務の指導、監督を行う。又、必要があるときは改善を要求することができる。

(指揮命令者等)

第7条 発注者は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、派遣就業の場所ごとに指揮命令者、派遣先責任者を命じたときは、その官職及び氏名等を受注者に通知するものとする。

- 2 指揮命令者は、派遣社員を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、業務に従事させることとし、契約外の事項に従事させる事のないよう留意し、派遣社員が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう必要な事項を派遣社員に周知し指導するものとする。
- 3 指揮命令者は、発注者の職場維持・規律の保持・秘密及び個人情報等漏洩防止のため必要な事項を派遣職員に指示する事ができる。
- 4 派遣先責任者は、指揮命令者に対し適正な派遣就業の確保のための措置を講じるものとする。
- 5 受注者は、他の条項に定めるもののほか、指揮命令者、派遣先責任者から必要な資料の提出または提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(派遣元責任者)

第8条 受注者は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者（法人の場合は役員も含む。）の中から、事業所ごとに派遣元責任者を選任するものとし、その役職、氏名等を発注者に通知するものとする。

- 2 派遣元責任者は、派遣社員の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(派遣社員に関する措置等)

第9条 受注者は、受注者の派遣社員の身元及び風紀、規律の維持について一切の責任を負い、派遣社員が遵守すべき発注者の就業規律、処理方法に従わない場合、又は業務処理能力が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、発注者は受注者にその理由を示し、派遣社員への指導、改善、派遣社員の交替等の適切な措置を要求する事が出来る。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には派遣社員への指導、改善、派遣社員の交替等の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 派遣社員の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、発注者の承諾を得て派遣社員を交替させることが出来る。
- 4 受注者は、派遣社員の自己都合欠勤、事故による欠員その他、欠員が生じるおそれがある場合は、直ちに発注者にその旨連絡するとともに欠員が生じないよう措置をとり、欠員が生じた場合は速やかにその補充を行わなければならない。ただし、発注者においてその必要がない旨連絡し、承諾を得た場合はこの限りではない。

5 発注者の承諾を得た場合を除き、欠員等が生じた場合であって発注者に損害が生じた場合は、受注者は、発注者に対しその損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者及び派遣社員は、この契約の履行にあたって業務上知り得た個人情報、機密事項を外部に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定については、業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(検査)

第11条 受注者は、実施月の業務を完了したときは、業務完了報告書等により勤務実績を明記した書面を添付して発注者に提出しなければならない。

2 発注者又は、発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の業務完了報告書等の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

(代金の支払)

第12条 受注者は、本業務を完了した部分について、1か月毎にとりまとめた支払請求書を発注者に提出できるものとする。また、提出する際には、支払請求書に係る履行した業務内容について、あらかじめ、検査職員により検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項による適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

3 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第13条 発注者は約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実

行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から解除の申出があったとき。

(2) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。

(3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第一号から第四号までの場合において、受注者は違約金として、解除部分に対する予定総額の10分の1に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第一号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認

められるとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第16条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得すべき違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3.0パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号においては同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害)

第18条 受注者は、業務遂行中に受注者又は、受注者の派遣社員の責に帰すべき事由により、海上保安庁並びに第三者に損害を与えたときは損害賠償の責に任ずるものとする。

2 受注者は、受注者の派遣社員が発注者の責に帰すべき事由によらず業務遂行中に被った損害につき、これを保証するものとし、発注者は一切責任を負わないものとする。

(契約外の事項)

第19条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第20条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(特記事項)

第21条 本契約に基づく特記事項を別紙のとおり明記する。

以上 契約を証するため、この証書 2 通を作成し、発注者受注者各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

発注者	住 所	神奈川県横浜市中区北仲通 5 ー 5 7
	氏 名	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹
受注者	住 所	
	氏 名	

特記事項

1. 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与

派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する給食施設、レクリエーション施設等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与する。

2. 安全及び衛生

(ア) 派遣業務における安全衛生対応について

ワードプロセッサを連続して1時間以上操作した時などには、少なくとも10分程度の作業休止時間を与える等、労働安全衛生法の趣旨に沿って安全衛生上の必要な対応を行うものとする。

(イ) 労災発生時の対応について

派遣労働者が労働災害に被災した場合は、派遣先は遅滞なく派遣元責任者へ連絡するとともに、労働者死傷病報告の写しを派遣元に送付することとする。

3. 派遣労働者からの苦情の処理

(ア) 派遣先および派遣元の体制の取決め

苦情の申し出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先または派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先または派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

なお、本派遣労働者からの苦情の処理の担当者は、

派遣先苦情処理担当者：別表記載のとおり

派遣元苦情処理担当者：別表記載のとおり

(イ) 相互の連携体制の取決め

派遣先および派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、苦情の申し出を受けた年月日、苦情の内容および苦情の処理状況についてそれぞれ派遣先管理台帳・派遣元管理台帳に記載しなければならない。

4. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(ア) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(イ) 就業機会の確保

派遣元及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣元が就業を斡旋する等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、派遣先はこれに協力するものとする。

(ウ) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行おうとする理由を派遣元に対し明らかにすることとする。

5. 派遣先が労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合、派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合には、派遣先は職業紹介により当該派遣労働者を雇用し、派遣元事業主に当該職業紹介に係る手数料を支払うものとする。

6. 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

7. 年次有給休暇

派遣元は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、派遣先へ事前に通知するものとし、派遣先はこれに協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支障を来たすときは、派遣元にその理由を明示して、取得予定日を変更するように依頼し、又は代替者の派遣を要求することができる。

8. 就業日、就業時間及び休憩時間

仕様書による。

9. 指揮命令者

本派遣労働者を就業中に指揮命令する発注者の担当者は、別表記載のとおり。

10. 派遣先責任者及び派遣元責任者

本個別契約の実施に関する派遣先、派遣元それぞれの責任者は、次の通りとする。なお、この責任者に変更がある場合には、発注者及び受注者はそれぞれその相手方に書面にて新責任者を通知するものとする。

派遣先責任者：別表記載のとおり。

派遣元責任者：別表記載のとおり。

別表

苦情处理担当者等一覧

区 分	所 属 部 課 等	職 名	氏 名	備 考
指揮命令者	第三管区海上保安本部 船舶技術部 技術課	課長	* * * *	外線045－212－3088 (内線：2330)
派遣先責任者	第三管区海上保安本部 船舶技術部 管理課	課長	* * * *	外線045－212－3088 (内線：2310)
苦情处理担当者	第三管区海上保安本部 船舶技術部 管理課	専門官	* * * *	外線045－212－3088 (内線：2311)
派遣元責任者				
派遣元苦情处理 担当者				